

枚方市の環境影響評価制度見直しの概要

1. 背景

- 市環境影響評価条例は、法・府条例に先駆けて平成 4 年 12 月に制定した。
- 市条例制定後、環境関連法令が整備されるとともに、事業者における環境意識の向上、率先した環境配慮の推進など、本条例をとりまく社会状況が大きく変化してきた。

【現行制度における課題】

- 府条例と市条例が二重適用されている。
- 府条例に無い本市独自の対象事業を定めている。
- 府条例よりも規模の小さな対象事業を定めている。
- 府条例で規定されていない手続きを課している。
- 対象事業に課す手続きが一律となっている。
- 図書のインターネット縦覧と事後調査の義務付けがない。

見直しが必要

2. 見直しについての市の考え方

現行の市条例の役割と意義を継承しつつ、法・府条例と市条例の適用関係を整理するとともに、市条例として必要な手続きと適切な対象事業及び規模要件を備えた制度へと内容を整理する。

3. 審査会の意見

- 法・府条例との適用関係を整理し、法・府条例対象事業は適用外とすることを明確にすること。
- 法・府条例、近隣市の状況や社会状況に合わせて、対象事業や規模要件を見直し、規模要件を規定する指標を府条例と整合させること。
- 環境影響のおそれの程度により、異なる手続きを課すと共に、図書のインターネットによる公表や事後調査の義務付けを行うこと。

4. 中間答申の概要 ～規模要件の見直し～

- 道路の建設は、名神高速道路などの法・府条例の対象事業を除き、一般国道、府道、市道、自動車道の車線数 4 以上かつ延長 1km 以上 3km 未満の新設又は改良事業を対象とする。
- 鉄道、軌道又はモノレールの建設は、新幹線鉄道などの法・府条例の対象事業を除き、長さ 1km 以上 3km 未満の事業を対象とする。
- 産業廃棄物処理施設は、規模要件の指標を府条例と整合させ、定格燃焼能力（重油換算）2kL/時以上 4kL/時未満の施設を対象とする。
- 工場又は事業場の建設は、規模要件の指標を府条例と整合させ、面積で定める要件を削除すると共に、定格燃焼能力（重油換算）2kL/時以上 4kL/時未満の施設と平均排水量 1 千 m³/日以上 1 万 m³/日未満の施設を対象とする。
- 住宅団地の建設などの面的開発事業は、いずれも同じ規模要件とし、5ha 以上 50ha 未満の事業を対象とする。ただし、第二京阪道路以东は、枚方市都市計画マスタープランや枚方市里山保全基本計画に基づき、緑を保全する区域であることから、現行どおり 3ha 以上 50ha 未満の事業を対象とする。

市は、中間答申を受け、規則を改正し、平成 27 年 4 月から施行

5. 答申の概要 ～枚方市の環境影響評価制度の見直しの方向性と概要～

(1) 手続きの主な見直し

- ①法・府条例との適用関係
 - ・法・府条例が適用される事業については、市条例の適用が行われないことをより明確に示す。
- ②手続きの区分化
 - ・著しい環境影響のおそれがある事業を「第 1 種対象事業」とし、第 1 種対象事業と比較してその影響のおそれの程度が小さい、又は、工業専用地域内でのみ行われる一部の事業を「第 2 種対象事業」とする。
 - ・第 2 種対象事業に係る手続きについては、より簡便で迅速な手続きが行えるものとする。
- ③方法書の手続き
 - ・「事前計画書」の名称を「方法書」に改める。（第 2 種対象事業者には、方法書の提出を求めない。）
 - ・計画策定段階で検討した環境への配慮について、方法書への記載を義務付ける。
 - ・図書の縦覧期間を府条例と整合させ、1 月間に拡大し、意見書の提出は電子データによる提出を可能とする。
 - ・市は、審査会の意見を聞き、「方法審査書」を作成する手続きを設ける。
- ④準備書の手続き
 - ・府条例に無い「見解書に対する意見書の提出手続き」を削除する。
 - ・公聴会の開催要請手続きを不要とすることにより、公聴会の開催を定例化する。（第 2 種対象事業については公聴会の開催を省略する。）
 - ・図書の縦覧期間や意見書提出期間を府条例と整合させ、意見書の提出は電子データによる提出を可能とする。
- ⑤評価書の手続き
 - ・縦覧及び意見書提出期間を府条例と整合する。
- ⑥「方法書」「準備書」「評価書」についての要約書の作成の義務化
- ⑦事後調査の義務化
 - ・第 1 種対象事業者に対して事後調査を義務付ける。第 2 種対象事業者については、審査会の意見を受け、市長が必要と認めた場合に事業者に行わせることとする。
- ⑧手続きの期間の明示
 - ・方法審査書の作成期間を方法書縦覧期間満了の翌日から起算して 3 月間とする。
 - ・準備書に対する審査書の作成期間を見解書の提出日（意見書の提出がなかった場合は意見書提出期間満了日）から起算して 4 月間とする。
- ⑨図書のインターネット公表の義務化
- ⑩都市計画手続きとの調整、審査会への意見聴取、事業者に対する報告徴収、立入調査権の明示、罰則の見直し等

(2) 対象事業の主な見直し

- ①対象事業の種類
 - 「ヘリポートの建設」「終末処理場の建設」「都市公園の設置」「その他の事業」を対象事業から削除する。
- ②対象事業の区分及び規模

項 目	第 1 種対象事業	第 2 種対象事業
道路の建設		一般国道、府道、市道、自動車道の新設又は改築で車線数 4 以上かつ延長 1km 以上 3km 未満の事業
鉄道又は軌道の建設		・鉄道・軌道の新設又は改良で長さ 3km 未満の事業 ・案内軌条式鉄道等の特殊な構造を有する鉄道
廃棄物処理施設の建設	・処理能力が 100 t/日以上 200 t/日未満のごみ処理施設（ごみ焼却施設を除く。） ・定格燃焼能力（重油換算）2kL/時以上 4kL/時未満の産業廃棄物処理施設 ・埋立面積 1ha 以上 10ha 未満の一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の新設、増設	対象となる産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）のうち、工業専用地域のみで行われる事業
工場又は事業場の建設	・定格燃焼能力（重油換算）2kL/時以上 4kL/時未満の施設の新設又は増設 ・平均排水量に改めた 1 千 m ³ /日以上 1 万 m ³ /日未満の施設の新設又は増設	対象となる事業のうち、工業専用地域のみで行われる事業
住宅団地の建設 土地区画整理事業 市街地再開発事業 開発行為を伴う事業	・施行区域の面積 10ha 以上 50ha 未満の事業 ・施行区域の面積 5ha 以上 50ha 未満の事業（第二京阪道路以东の区域）	・施行区域の面積 5ha 以上 10ha 未満の事業 ・施行区域の面積 3ha 以上 5ha 未満の事業（第二京阪道路以东の区域）
池の埋立て		埋立て面積が 3ha 以上の池の埋立て
樹林の伐採等を伴う 土地形質の変更	樹林の伐採等の面積が 3ha 以上（第二京阪道路以东の区域）	対象となる事業のうち、第二京阪道路以东の区域外の事業